

平成30年12月21日

保護者 様

岐阜県立大垣工業高等学校長

学校において予防すべき感染症への罹患による 出席停止の措置について（お願い）

平素は、学校教育に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、これまでお子様が“学校において予防すべき感染症”に罹患した場合は、「学校感染症の診断書及び証明書」を提出していただくことにより出席停止の措置をとり、学校において感染の拡大防止に努めてきました。

しかしながら、インフルエンザの流行期には、多くの患者が医療機関を受診するため、証明書に係る業務が他の業務に支障をきたすと指摘されています。また、“学校において予防すべき感染症”における出席停止の期間は、「学校保健安全法施行規則(第19条)」で、下記のように示されており、医師の証明書がなくても学校において判断することができます。

そこで、平成31年1月から、“学校において予防すべき感染症”の証明につきましては、学校でお渡しする「学校感染症（第2・3種）報告書」（本校ホームページ掲載）を保護者にご記入の上、学校へご提出いただくことに変更いたします（今後、医師が記載する証明書の提出を求めません）。提出の際に受診を証明できるもの（調剤説明書のコピー等、日付、薬剤名、医療機関名が記入されたもの）を添付してください。

なお、感染症に罹患した場合は、これまでどおり医師の指示を守り、感染の恐れのある期間は登校を控えていただきますようお願いいたします。

記

種類	病名	出席停止期間の基準
第2種	インフルエンザ	発病後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日が経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日が経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで